平成２２年（フ）第１１００号
熊本市南熊本１丁目９番12―８号
債務者　緒方　賢一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９号
熊本市白山２丁目11番19号　冨永ビル402号室
債務者　坂井　龍介
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５１０号
札幌市白石区菊水元町３条２丁目１番６号伊藤ハイツ202号
債務者　齋藤　　愛
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７１３号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目26番11号コーポニューアツベツ
債務者　須藤ゆかり
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８５号
北海道石狩市花川南６条２丁目125番地
債務者　最上　憲恵
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００１号
北海道北広島市輝美町２番地１　A26―24
債務者　金澤　亜弥
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８７号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番３―1103号
債務者　柏渕奈津江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１５０号
札幌市南区川沿12条５丁目２番21号
債務者　古谷　英幸
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６号
北海道石狩郡当別町六軒町72番地59
債務者　中谷　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９号
札幌市白石区本通14丁目南１番21号　コーポこんや３号
債務者　遠藤　吉忠
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０号
札幌市白石区本通14丁目南１番21号　コーポこんや３号
債務者　遠藤さよ子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７号
札幌市北区屯田３条３丁目２番14号
債務者　生瀬　一子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１号
札幌市東区伏古９条５丁目２番４号　インペリアル伏古Ｂ102号
債務者　田畑眞砂子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３号
北海道千歳市花園５丁目７番15号
債務者　西出　信二
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６号
札幌市南区真駒内柏丘７丁目６番20号
債務者　畑田　　茜
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９号
札幌市豊平区平岸３条11丁目６番５号　メゾンゴーロ101号
債務者　敦沢美友紀（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３号
札幌市豊平区平岸５条６丁目１番26号　セブンスコート平岸301号
債務者　齊藤　一枝
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６２号
群馬県渋川市渋川2632番地１
債務者　根木　暢代（旧姓石子）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所